

調剤基本料に係る報告

様式 8 4

調剤基本料の特例除外の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る 調剤基本料の区分 (いずれかに○を 付す)	()	調剤基本料(特例除外を含む。) (特例のイ又はロに該当しない場合) 調剤基本料の妥結率特例
	()	調剤基本料の特例のイ (処方せん受付回数月4, 000回超かつ集中度70%超)
	()	調剤基本料の特例のロ (処方せん受付回数月2, 500回超かつ集中度90%超 であって、イに該当する場合を除く。) 調剤基本料の特例(イ又はロ)の妥結率特例

1 全処方せんの受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの回数及びその割合	
期間： 年 月 ~ 年 月	
全受付回数 (①)	
うち、主たる医療機関に係る受付回数 (②)	
集中度 (②/①) (%)	
2 24時間開局に係る体制整備状況	
(参考) 妥結率	

※ [記載上の注意]は裏面に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

平成 年 月 日

保険薬局コード	
---------	--

近畿厚生局長 様

保険薬局名 称

所在地

開設者

印

担当者

電 話

— —

[記載上の注意]

「1」の期間については、調剤報酬点数表の区分番号00に掲げる調剤基本料にお

ける特定の保険医療機関に係る処方による調剤の割合の取扱いに基づき記載すること。

(※ 詳細については通知等をご参照ください。)



報告対象となる保険薬局	報告時期	報告内容
①平成25年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている場合	平成26年4月30日(水)[必着]までに報告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ■調剤基本料の区分 ■平成25年3月1日から平成26年2月末日までの処方せんの受付回数及び集中率
②平成25年3月1日から平成25年11月末日までの間に新規に保険薬局に指定された場合		<ul style="list-style-type: none"> ■調剤基本料の区分 ■指定された月の翌月1日から平成26年2月末日(※1)までの処方せんの受付回数及び集中率 <p>※1 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成25年3月に指定 ②平成25年4月1日から平成26年2月末日までの期間で計算
③平成25年12月1日から12月末日までの間に新規に保険薬局に指定された場合		<ul style="list-style-type: none"> ■調剤基本料の区分 ■平成26年1月1日から3月末日までの処方せんの受付回数及び集中率
<p>④平成26年1月1日以降に新規に保険薬局に指定された場合</p> <p>[上記③・④について、開設者の変更(親から子へ、個人形態から法人形態へなど)で、遡及指定された場合、当該遡及指定前の実績に基づき、報告してください。]</p>		<p>指定された月の翌月から数えて4か月目の月末(※2)までに報告してください。</p> <p>※2 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成26年1月に指定 ②平成26年5月末日までに報告する。(平成26年2月から数えて4か月目)